

(目的)

第一条 この条例は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)の規定に基づき、法第二条第一項に規定する屋外広告物(以下「広告物」という。)について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(禁止地域等)

第二条 次に掲げる地域または場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物または広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)を表示し、または設置してはならない。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により都市計画に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区または伝統的建造物群保存地区として定められた地域(知事が定める地域を除く。)
- 二 十四(略)

第三条(第八条(略))

(禁止広告物)

第九条 次に掲げる広告物等については、これを表示し、または設置してはならない。

- 一 汚染し、もしくは退色し、または塗料等がはく離れた広告物等で、著しく良好な景観または風致を損なうおそれがあるもの
- 二 破損し、または老朽した広告物等で、著しく良好な景観もしくは風致を損ない、または公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- 三 (略)
- 四 形状、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観または風致を損なうおそれがある広告物等

(目的)

第一条 この条例は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)の規定に基づき、法第二条第一項に規定する屋外広告物(以下「広告物」という。)について必要な規制を行い、もつて美観風致を維持し、および公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(禁止地域等)

第二条 次に掲げる地域または場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物または広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)を表示し、または設置してはならない。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により都市計画に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、美観地区、風致地区、緑地保全地区または伝統的建造物群保存地区として定められた地域(知事が定める地域を除く。)
- 二 十四(略)

第三条(第八条(略))

(禁止広告物)

第九条 次に掲げる広告物等については、これを表示し、または設置してはならない。

- 一 汚染し、もしくは退色し、または塗料等がはく離れた広告物等で、著しく美観風致を損なうおそれがあるもの
- 二 破損し、または老朽した広告物等で、著しく美観風致を損ない、または公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- 三 (略)
- 四 形状、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を損なうおそれがある広告物等

五 (略)

第十条 (略)

(許可等の期間等)

第十一条 知事は、この条例の規定による許可または確認(以下「許可等」という。)をする場合においては、当該許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 3 (略)

第十二条 第二十条 (略)

(違反に対する措置)

第二十一条 知事は、第九条または第十七条の規定に違反した広告物表示管理者等に対し、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、第二条から第四条までもしくは第十八条第一項の規定に違反し、または前項の規定による知事の命令に違反した広告物表示管理者等に対し、広告物等の表示もしくは設置の停止を命じ、または相当の期限を定めて、当該違反に係る広告物等の除却を命ずることができる。

3 (略)

五 (略)

第十条 (略)

(許可等の期間等)

第十一条 知事は、この条例の規定による許可または確認(以下「許可等」という。)をする場合においては、当該許可等の期間を定めるほか、美観風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 3 (略)

第十二条 第二十条 (略)

(除却命令等)

第二十一条 知事は、第九条または第十七条の規定に違反した広告物表示管理者等に対し、美観風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、第二条から第四条までもしくは第十八条第一項の規定に違反し、または前項の規定による知事の命令に違反した広告物表示管理者等に対し、広告物等の除却を命ずることができる。

3 (略)

(広告物等を保管した場合の公示事項および公示方法)

第二十二條 法第八條第二項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保管した広告物等の名称または種類および数量
- 二 保管した広告物等が表示され、または設置されていた場所および当該広告物等を除却した日時
- 三 当該広告物等の保管を始めた日時および保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

2| 法第八條第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間(法第八條第三項第一号に掲げる広告物にあつては、七日間)規則で定める場所に掲示すること。

二 保管した広告物等が法第八條第三項第一号に掲げる広告物等である場合であつて、前号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者等(同條第二項に規定する「所有者等」をいう。)の氏名および住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県報もしくはこれに準ずるものまたは新聞紙に掲載すること。

3| 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定めるところにより、保管した広告物等に関する事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第二十三條 法第八條第三項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第二十四条 法第八条第三項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でないと思われる場合には、随意契約により売却することができる。
2 前項に定めるもののほか、保管した広告物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第二十五条 法第八条第三項第一号の条例で定める期間は、七日間とする。

2 法第八条第三項第一号の条例で定める期間は、三月間とする。

3 法第八条第三項第三号の条例で定める期間は、二週間とする。

(広告物等を返還する場合の手続)

第二十六条 法第八条第一項の規定により保管した広告物等(同条第三項の規定により売却した代金を含む。)を返還する場合の手続は、規則で定める。

(処分手続等の効力の承継)

第二十七条 広告物表示管理者等に変更があつた場合においては、この条例またはこの条例に基づく規則の規定により変更前の広告物表示管理者等がした手続その他の行為は変更後の広告物表示管理者等がしたものとみなし、変更前の広告物表示管理者等に対してした処分、手続その他の行為は変更後の広告物表示管理者等に対してしたものとみなす。

(処分手続等の効力の承継)

第二十二條 廣告物表示管理者等に変更があつた場合においては、この條例またはこの條例に基づく規則の規定により変更前の廣告物表示管理者等がした手続その他の行為は変更後の廣告物表示管理者等がしたものとみなし、変更前の廣告物表示管理者等に対してした処分、手続その他の行為は変更後の廣告物表示管理者等に対してしたものとみなす。

(屋外広告物審議会)

第二十八条 知事は、次に掲げる場合においては、福井県屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第二条もしくは第四条の規定により地域もしくは範囲を定め、第五条第一項の規定による指定をし、もしくは第七条第二項もしくは第四項の認定をし、またはこれらを変更しようとするとき。
- 二 第六条第一項の規定による指定をし、もしくは基本方針を定め、またはこれらを変更しようとするとき。
- 三 第五条第四項、第八条第二項第一号から第三号までもしくは第六号、同条第四項各号、同条第五項もしくは第十条に規定する規則で定める基準を定め、またはこれらを変更しようとするとき。

(公告および公表)

第二十九条 知事は、第二条もしくは第四条の規定により地域もしくは範囲を定め、もしくは第五条第一項の規定による指定をし、またはこれらを変更したときは、その旨を公告するものとする。

2 知事は、第六条第一項の規定による指定をし、もしくは基本方針を定め、またはこれらを変更したときは、その旨および基本方針の内容を公表するものとする。

3 知事は、第七条第二項もしくは第四項の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る広告物協定の内容を公表するものとする。

(屋外広告業の届出)

第三十条 法第二条第二項に規定する屋外広告業（以下「屋外広告業」という。）を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 三（略）
- 四 第三十二条第一項に規定する講習会修了者等の氏名および所属する営業所名
- 五（略）

2（略）

(屋外広告物審議会)

第二十三条 知事は、次に掲げる場合においては、福井県屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第二条もしくは第四条の規定により地域もしくは範囲を定め、第五条第一項の規定による指定をし、もしくは第七条第二項もしくは第四項の認定をし、またはこれらを変更しようとするとき。
- 二 第六条第一項の規定による指定をし、もしくは基本方針を定め、またはこれらを変更しようとするとき。
- 三 第五条第四項、第八条第二項第一号から第三号までもしくは第六号、同条第四項各号、同条第五項もしくは第十条に規定する規則で定める基準を定め、またはこれらを変更しようとするとき。

(公告および公表)

第二十四条 知事は、第二条もしくは第四条の規定により地域もしくは範囲を定め、もしくは第五条第一項の規定による指定をし、またはこれらを変更したときは、その旨を公告するものとする。

2 知事は、第六条第一項の規定による指定をし、もしくは基本方針を定め、またはこれらを変更したときは、その旨および基本方針の内容を公表するものとする。

3 知事は、第七条第二項もしくは第四項の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る広告物協定の内容を公表するものとする。

(屋外広告業の届出)

第二十五条 法第二条第二項に規定する屋外広告業（以下「屋外広告業」という。）を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 三（略）
- 四 第二十七条第一項に規定する講習会修了者等の氏名および所属する営業所名
- 五（略）

2（略）

(講習会)
 第三十一条 知事は、規則で定めるところにより、広告物等の表示または設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。
 2 (略)

(講習会修了者等の設置)

第三十二条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、講習会の課程を修了した者または次の各号のいずれかに該当する者(以下「講習会修了者等」という。)を置かなければならない。
 一 他の都道府県または地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市もしくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う講習会の課程を修了した者
 二 四 (略)
 2 (略)

(屋外広告業者に対する指導、助言および勧告)

第三十三条 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、必要な指導、助言および勧告を行うことができる。

(手数料)

第三十四条 講習会を受けようとする者は、別表第二に掲げる金額の手数を納付しなければならない。
 2 (略)

(規則への委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(講習会)
 第二十六条 知事は、規則で定めるところにより、広告物等の表示または設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。
 2 (略)

(講習会修了者等の設置)

第二十七条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、講習会の課程を修了した者または次の各号のいずれかに該当する者(以下「講習会修了者等」という。)を置かなければならない。
 一 法第九条第一項または第十三条の規定により他の都道府県または地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市もしくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う講習会の課程を修了した者
 二 四 (略)
 2 (略)

(屋外広告業者に対する指導、助言および勧告)

第二十八条 知事は、屋外広告業者に対し、美観風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、必要な指導、助言および勧告を行うことができる。

(手数料)

第二十九条 講習会を受けようとする者は、別表第二に掲げる金額の手数を納付しなければならない。
 2 (略)

(規則への委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第三十六条 第二十一条第二項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 2 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 (二) (略)
 - 三 第三十二条第二項の規定による知事の命令に違反した者
- 3 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 - 一 (略)
 - 二 第三十条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- 4 第三十条第二項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三十七条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、前条の刑を科する。

附則(平成一六年条例第 号)

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定(美観地区を景観地区に改める部分に限る。)は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一(第四条関係) (略)

別表第二(第三十四条関係)

区分	金額
講習手数料	三、五〇〇円

(罰則)

- 第三十一条 第二十一条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 2 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 (二) (略)
 - 三 第二十七条第二項の規定による知事の命令に違反した者
- 3 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 - 一 (略)
 - 二 第二十五条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- 4 第二十五条第二項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三十二条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、前条の刑を科する。

別表第一(第四条関係) (略)

別表第二(第二十九条関係)

区分	金額
講習手数料	三、五〇〇円

